

# 賃貸借契約書(レンタル契約)

※収入印紙不要

1	契約名 (賃貸借物件)																																							
2	賃貸借期間	20 年 月 日 から 20 年 月 日 まで (年間)																																						
3	契約金額 (賃貸借料金)  ※消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約金額とする。	税込総額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>百</td><td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table> <input checked="" type="checkbox"/> うち取引に係る消費税及び地方消費税額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table> <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 不課税 <input type="checkbox"/> 免税	百	億	千	百	十	万	千	百	十	円											億	千	百	十	万	千	百	十	円									
百	億	千	百	十	万	千	百	十	円																															
億	千	百	十	万	千	百	十	円																																
4	月額賃借料	_____ 円 ※消費税及び地方消費税を含まず																																						
5	物件の引渡し	引渡期日 20 年 月 日 検査期日 20 年 月 日																																						
6	契約保証金	免除																																						
7	支払期日	毎月末日までに発生した債務の支払いは、翌々月末日に行うものとする。ただし、適法な支払請求書を甲が翌月5日までに受理した場合に限る。																																						
8	支払請求書	請求者欄は、契約書の賃貸人(乙)欄と同一の名義人の記載と同一の押印がしてあること。ただし、賃貸人(乙)欄と異なる名義人による請求の場合は、代理権を確認できる書類を添付すること。また、請求金額の小数点以下は切り捨てとする。																																						
9	支払方法	乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。																																						
10	振込手数料	乙の負担とする。																																						
11	物件保管場所	済生会横浜市南部病院 病院棟〇階 〇〇																																						
12	特約条項	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(本契約約款に優先するものとする)																																						

上記の物件の賃貸借契約について、賃借人(甲)と賃貸人(乙)とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別紙の契約約款の条項(特約条項がある場合、それを含む。)、社会福祉法人<sup>恩賜財団</sup>済生会法令遵守規程、個人情報保護に関する特記事項、秘密保持に関する特記事項及び仕様書(設計書、契約細目等を含む。)によって賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

20 年 月 日

賃借人(甲) 住 所 横浜市港南区港南台三丁目2番10号  
 商号又は名称 社会福祉法人<sup>恩賜財団</sup>済生会支部神奈川県済生会 横浜市南部病院  
 代表者職氏名 院長 猿 渡 力 印

賃貸人(乙) 住 所  
 商号又は名称  
 代表者職氏名 印

## 賃貸借契約約款(レンタル契約)

### (賃貸借物件)

第1条 賃貸人は、賃借人に対し、契約書の1に掲げる物件(以下「物件」という。)を、この契約書及び別添仕様書、設計書、図面等に定める条件に従い、賃貸し、賃借人はこれを賃借する。

### (済生会法令遵守規程の遵守)

第1条の2 乙は、本件契約の履行に当たっては、社会福祉法人恩賜財団済生会法令遵守規程(別掲)を理解し、誠実に業務を遂行する。

### (賃貸借期間)

第2条 賃貸借期間は第5条に定めるところにより、賃借人が借受証を交付した日から起算し、契約書に定める期間とする。

2 甲は、この契約締結の日から賃貸借期間満了までの間、原則としてこの契約を解除できない。

### (設置費用等の負担)

第3条 この契約に基づく物件の設置に要するすべての費用及び賃貸借契約が完了し当該物件を撤去する場合の撤去に要するすべての費用は、賃貸人の負担とする。

2 前項の場合で、万一撤去を遅滞した場合は、賃借人は賃貸人に代わり撤去し、その費用を賃貸人に請求するものとする。

### (賃貸借料の支払)

第4条 賃借人は、賃貸借料を、契約書に定めるところに従って賃貸人に支払う。

2 賃貸借料は、賃貸借期間開始日の属する月を第1月とし、賃貸借期間中の暦月を単位として、毎月これを支払う。ただし、賃貸借期間に1か月未満の端数が生じたとき、又は賃貸人の責に帰すべき事由により、物件を使用できなかった期間があったときは、当該月の賃借料の30分の1にその期間の日数を乗じて得た額を控除するものとする。

3 賃貸人は、前項に定める賃貸借料を、翌月以降に賃借人に対して請求するものとする。

4 賃貸借料の支払期日等は別途定めるものとする。

### (消費税等率変動に伴う賃借料額の変更)

第4条の2 消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを賃借料額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

### (物件の引渡し)

第5条 物件の引渡しに関する事項は、契約書に定めるとおりとする。

2 賃借人は、物件の搬入を受けたときは、契約書に定める検査期日までにこれを検査し、物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)のないことを確認の上、ただちに物件の借受証を賃貸人に交付するものとし、借受証の交付をもって物件の引渡しは完了したものとみなす。

3 前項の場合において、物件に契約不適合があることが判明した場合には、賃借人は、賃貸人に物件の修補、取替え又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、賃貸人は、賃借人に不相当な負担を課するものでないときは、賃借人が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

4 前項の場合において、賃借人が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、賃借人は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 賃貸人が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 物件の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、賃貸人が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、賃借人がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

5 前2項の規定による契約不適合が賃借人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、賃借人は、第3項の規定による履行の追完又は第4項の規定による代金の減額の請求をすることができない。

### (物件の使用)

第6条 賃借人は、善良な管理者の注意をもって、物件を常に正常な機能を果す状態を保つようにして、保管又は使用するものとし、その本来の用法に反して使用し、又は賃借人の通常の業務の範囲以外に使用してはならない。

2 賃借人の故意又は重大な過失により物件に損傷を与えたときは、賃貸人は賃借人に対して損害の賠償を請求することができる。

### (所有権の表示)

第7条 賃借人は、物件に付されている賃貸人の所有物である旨の表示又は標識を汚損し、又は取り除いてはならない。

### (損害保険契約)

第8条 賃貸人は、物件について賃貸借期間中、賃貸人を保険契約者とする契約書に定める損害保険契約を、賃貸人の選定する損害保険会社と締結する。損害保険契約の内容については契約書に定める。

2 前項の保険契約の保険料は、賃貸人の負担とする。

3 賃借人は、第6条第2項の場合で賃貸人が第1項に定める保険契約に基づいて保険金を受け取った場合、賃貸人が受け取った保険金額を限度にして、賃借人の負担義務は免れる。

### (他の機械器具の取付け等)

第9条 賃借人が賃貸人の物件に他の機械器具を取り付ける必要が生じたときは、賃貸人の承認を得るものとする。

2 賃借人が物件の取替え、又は改造を希望する場合は、文書をもって賃貸人に要求するものとする。ただし、取替え又は改造が賃貸人の物件の機能上の障害による場合は、賃貸人は、無償で取替え又は改造を行うものとする。

3 賃貸借物件を設置場所から移転させるときは、事前に賃借人と賃貸人とが協議するものとする。

### (賃貸人の立入り等)

第10条 賃貸人の従業員は、契約期間中、賃借人の承認を得て物件設置場所に立ち入ることができる。この場合、従業員は必ず身分証明書を呈示しなければならない。

2 前項の立入りによって知得した業務上の資料又は知識を第三者に漏洩してはならない。

### (権利義務の譲渡の制限)

第11条 賃貸人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し若しくは、承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、賃借

人の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

**(賃借人の任意解除権)**

第12条 賃借人は、物件の引渡しを完了する前は、第13条から第14条の2に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合、第3条の規定にかかわらず賃借人は、物件の設置及び撤去に要した費用等を賠償するものとする。この場合における賠償額は、賃借人と賃貸人とが協議して定める。

**(賃借人の催告による解除権)**

第13条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由なく、引渡期日に物件の引渡しをせず、又は引渡期日経過後相当の期間内に引渡しを完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、第5条第3項に規定する履行の追完させられないとき又は同条第4項に規定する代金の減額がされないとき。
- (3) 引き渡された物件に契約不適合がある場合において、これによって、契約の目的が達成できないとき。
- (4) 前各号のほか、この契約に違反したとき。

**(賃借人の催告によらない解除権)**

第14条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第11条の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (2) 物件を引渡すことができないことが明らかであるとき。
- (3) 物件の引渡しを拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 賃貸人の債務の一部が履行不能である場合又は賃貸人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 物件の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、賃貸人が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、賃貸人がその債務の履行をせず、賃借人が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (8) 経営状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の理由があるとき。
- (9) 第16条又は第17条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 第21条の2第1項に該当したとき。

**(暴力団排除条項)**

第14条の2 賃借人は、神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号。以下、本条において、「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下、「暴力団」という。)、条例第2条第4号に規定する暴力団員等(以下、「暴力団員等」という。)、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
- (2) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。
- (3) 賃貸人が、この契約に関して、資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (4) 賃貸人が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第3号に該当する場合を除く。))に、賃借人が賃貸人に対して当該契約の解除を求め、賃貸人がこれに従わなかったとき。
- (5) 賃貸人が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者にこの契約に関する債権を譲渡したとき。

2 第1項の規定により、賃借人が契約を解除した場合においては、賃貸人は、賃貸借期間の始期から賃貸借期間満了までの賃貸借料の総額(以下「賃借料の総額」という。)の10分の1に相当する額を違約金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

**(賃借人の責めに帰すべき事由による場合解除の制限)**

第15条 第13条各号又は第14条各号(ただし、第1号、第7号又は第8号に掲げる場合を除く。)に定める場合が賃借人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、賃借人はこの契約を解除することができない。

**(賃貸人の催告による解除権)**

第16条 賃貸人は、賃借人がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

**(賃貸人の催告によらない解除権)**

第17条 賃貸人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 契約の内容の変更により、契約代金額が3分の2以上増減(消費税等率の変動に伴う金額の増減は含まない。)したとき。
- (2) 賃借人がこの契約に違反し、その違反によって物件の引渡しが可能にならなかったとき。

**(賃貸人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)**

第18条 第16条又は第17条各号に定める場合が、賃貸人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、賃貸人はこの契約を解除することができない。

**(合意解除)**

第19条 賃借人は、必要があると認めるときは、第12条から前条までの規定にかかわらず、契約の相手方と協議して、この契約を解除することができる。

**(解除に伴う措置)**

第20条 賃借人は、第12条、第13条、第14条の2、第16条、第17条又は第19条の規定によりこの契約が解除された場合には、契約の履行の完了部分に相應する賃借料を賃貸人に支払わなければならない。この場合において、契約の履行の完了部分が1か月に満たないときは、月額賃借料の30分の1に当該履行日数を乗じて得た額をもって当該完了部分の賃借料とする。

**(賃借人の損害賠償請求等)**

第21条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 賃貸人の責めに帰すべき理由により、引渡期日に物件の引渡しを完了しないとき。
  - (2) 第13条各号又は第14条各号に定める事由があるとき。
  - (3) 前2号に定める場合のほか、賃貸人が債務の本旨に従った履行をしないとき。
- 2 前項第1号の損害金の額は、賃借料の総額(履行済部分があるときは、相応する金額を控除した額)に、遅延日数に応じ、年利3%を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)とする。ただし、遅延日数は、賃借人の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、賃貸人は、第1項の損害賠償に代えて、賃借料の総額の10分の1に相当する額を違約金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第13条又は第14条の規定によりこの契約が解除されたばあい
  - (2) 賃貸人がその債務の履行を拒否し、又は、賃貸人の責めに帰すべき事由によって賃貸人の債務について履行不能となった場合
- 4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 賃貸人について破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された破産管財人
  - (2) 賃貸人について会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人
  - (3) 賃貸人について民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等
- 5 第1項及び第3項各号に定める場合(第4項の規定により同項各号が第3項第2号に該当するとみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして賃貸人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第3項の規定は適用しない。

**(誠信等不正行為に対する措置)**

第21条の2 賃借人は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における賃貸借料の総額の10分の2に相当する額を損害賠償金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 賃貸人又は賃貸人を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第2項の事業者団体(以下「賃貸人等」という。)が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、賃貸人等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)又は独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。)
  - (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令(独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。)により、賃貸人等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
  - (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、賃貸人等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合(この契約が示された場合を除く。)において、当該期間にこの契約の入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。
  - (4) 賃貸人(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6、又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約による賃貸借期間が満了した後においても同様とする。

**(賃貸人の損害賠償請求等)**

第22条 賃借人は、賃借人が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第12条、第16条又は第17条の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 賃借人の責めに帰すべき理由により第4条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、賃貸人は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年率3%を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が、100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の遅延利息の支払を賃借人に請求することができる。

**(契約不適合責任期間)**

第23条 賃貸人が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない物件を賃借人に引き渡した場合において、賃借人がその不適合を知った時から1年以内にその旨を賃貸人に通知しないときは、賃借人は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、賃貸人が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、賃借人の権利の行使ができる期間について、仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。

**(暴力団等からの不当介入の排除)**

第24条 賃借人は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく賃借人に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 賃借人は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに賃借人に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

**(特約条項)**

第25条 賃借人及び賃貸人は、この約款に定めのない事項について約定する必要があると認める場合は、特約条項を付するものとする。

**(疑義の解決)**

第26条 この契約に定める条項その他について疑義が生じた場合には、賃借人と賃貸人とが協議して解決するものとする。

**(争訟の提起)**

第27条 この契約に関する争訟の提起、申立等は、専属管轄を除くほか、被告人の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

**(補則)**

第28条 この約款に定めのない事項については、社会福祉法人恩賜財団済生会経理規程の定めるところによるほか、必要に応じて賃借人と賃貸人とが協議して定める。また、この約款と仕様書(設計書、契約細目等を含む。)との整合性に疑義を生じた場合は、賃借人と賃貸人とが誠実に協議するものとする。

## 個人情報保護に関する特記事項

### (個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 本院(以下「委託者」という。)が、この契約において個人情報を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号:以下「法律」という。)その他個人情報の保護に関する法令、関係省庁等の作成した個人情報保護に関するガイドライン、本院が制定した個人情報保護方針(平成23年1月31日改訂)及び個人情報保護規程(令和5年4月1日改訂:以下「保護規程」という。)の趣旨を尊重するものとし、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (定義)

第2条 本特記事項中、「個人情報」とは、次に掲げるものとする。

- (1) 法律第2条に規定するもの。
- (2) 保護規程第2条に規定するもの。

### (適正な管理)

第3条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

### (従事者の監督)

第4条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

### (収集の制限)

第5条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

### (目的外利用の禁止等)

第6条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

### (複写、複製の禁止)

第7条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

### (再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者(以下「再受託者」という。)に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再委託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

### (資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

### (報告、資料の提出等)

第10条 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求めることができる。

### (事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

### (契約の解除及び損害の賠償)

第12条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

- (1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

### (残存義務)

第13条 本「個人情報保護に関する特記事項」に基づく義務は、この契約が終了し、又は解除された後においても残存するものとする。

## 秘密保持に関する特記事項

本院(以下「委託者」という。)又は受託者から相手方に示される特定情報につき、次のとおり秘密保持に関する特記事項(以下「本特記事項」という。)を定めるものとする。

### (定義)

第1条 本特記事項において「特定情報」とは、委託者及び受託者が相手方に対し本業務のため、文章その他の方法で提供した、本業務に関する資料及び情報のすべて(本契約の履行の目的物を含む。)をいう。ただし、以下のものはこれに含まれない。

- (1) 公知となったもの。
- (2) 相手方から開示を受けたとき、すでに自ら保有していたもの。
- (3) のちに第三者から適法に入手したもの。

**(秘密保持)**

第 2 条 委託者及び受託者は、秘密保持に関して、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託者及び受託者は、相手方から提供された特定情報の保持・取扱いに厳重な注意を払い、相手方の事前承諾なしには、これを第三者に開示しない。
- (2) 委託者及び受託者は、相手方から提供された特定情報を、相手方の事前承諾なしには、本業務以外の目的に使用しない。
- (3) 委託者及び受託者は、その従業員が、相手方から提供された特定情報を、厳重な注意をもって保持・取扱い、第三者に開示せず、また本業務以外の目的に使用せぬよう適切な措置を講ずる。
- (4) 委託者及び受託者は、相手方から提供された特定情報のうち文書によるものについては、本業務の終了後、相手方の要請あれば、これをすみやかに相手方に返還する。
- (5) 本条 1 項の規定に関わらず、受託者は、本業務に必要な範囲内で委託者から提供された特定情報を、受託者の子会社、下請業者等(以下「関係会社」という)に開示することが出来る。ただし、受託者は、関係会社に対し、受託者がこの特記事項で負う義務と同等の義務を負わせなくてはならない。

**(有効期限)**

第 3 条 本特記事項は、締結日より10年間効力を有する。

**(協議)**

第 4 条 本特記事項に関する疑義及び本特記事項に定めのない事項については、委託者、受託者双方は、誠意をもって協議のうえ解決する。

**別掲**

## 社会福祉法人<sup>恩賜</sup>財団<sup>済生会</sup>法令遵守規程

平成22年5月27日制定

**(目的)**

第 1 条 この規程は、社会福祉法人恩賜財団済生会(以下「本会」という。)における法令遵守に必要な事項を定めることにより、役職員等が全ての法令等を遵守し、社会規範を尊重するとともに、本会の業務活動が高い倫理性を持って行われることを確保することを目的とする。

**(定義)**

第 2 条 この規程において「法令等」とは、法律及びこれに基づく命令(告示、通知を含む。)並びに本会の定款、諸規程(細則、要領を含む。)及びこれらに関連する通知をいう。

2 この規程において「法令遵守」とは、法令等を遵守するとともに、社会規範を尊重して行動することをいう。

3 この規程において「役職員等」とは、本会の役員及び職員、派遣労働者並びに本会の契約先の労働者をいう。

4 この規程において「本会の業務活動」とは、本会定款に規定する業務活動をいう。

**(役職員等の責務)**

第 3 条 役職員等は、本会の業務活動が社会からの信頼の上に成り立つことを自覚するとともに、自らが本会の業務活動の一端を担っていることを深く認識し、常に誠実に判断し、行動する責務を有する。

2 役職員等は、自らの専門知識、技術の維持向上など自己研鑽に努めるとともに、自らの専門知識、技術、経験を活かし、本会の業務活動を発展させることにより、定款に規定する目的の達成に積極的に貢献する責務を有する。

**(法令遵守責任者等)**

第 4 条 本会に、法令遵守責任者を置く。

2 法令遵守責任者は、法令遵守の推進について統括し、本会全体における法令遵守体制の確立を図るとともに、本会の業務活動の公正な遂行の確保その他法令遵守に関する業務を行うものとする。

3 事務局、支部、施設及び実施事業(以下「施設等」という。)毎に副法令遵守責任者を置く。

4 副法令遵守責任者は、施設等における法令遵守体制の確立を図るとともに、本会の業務活動の公正な遂行の確保その他法令遵守に関する業務を行うものとする。

**(法令等の遵守)**

第 5 条 役職員等は、本会の業務活動の実施、経理事務の遂行等に当たっては、法令等を遵守し、不正を行ってはならない。

2 役職員等は、事業の計画・立案、申請、実施、報告等本会の業務活動、経理事務の遂行等の各過程において、本規程の趣旨に沿って誠実に行動するものとし、本会の業務活動で得た診療データ等の記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為等を行ってはならない。

**(職場環境の整備)**

第 6 条 役職員等は、本会の業務活動の実施に当たり責任ある行動の実践と不正行為の防止を図るためには、公正な業務遂行を重視する職場環境の確立が重要であることを自覚し、所属する部署における職場環境の質的向上に積極的に取り組むものとする。

**(利益相反)**

第 7 条 役職員等は、本会の業務活動の実施に当たり、個人と組織、あるいは異なる組織との利益の衝突に細心の注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応するものとする。

**附則**

**(施行期日)**

この規程は、平成23年1月1日から施行する。